

作成日 令和6年6月17日

令和6年度 施行

届出支援システム構築委託

(住民税務課住民窓口係)

公示用

届出支援システム構築委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	摘 要
1 ハードウェア					
PASiDscan					
PASiDscan II		2	台		
2 設定					
基本設定		3	人工		
基本設定		1	人工		
設置費		1	人工		
ネットワーク接続設定		2	人工		
計					
小 計					
再 計					
消 費 税 10 %					
合 計					

届出支援システム構築委託 仕様書

本町のDX推進ビジョンに掲げた「住民の利便性の向上」として、デジタル化された快適な窓口「芽室版書かない窓口」を構築し、来庁者が「何度も同じ情報を書かなくても」簡単に手続きができる窓口サービスを提供することで、窓口での諸証明書交付や住民異動、おくやみ時等の手続きにおいて、住所・氏名等の情報を基幹系システムとの連携や、マイナンバーカード・運転免許証などの本人確認書類からの自動読取により、複数の申請書類に一括転記することを目的とする。

窓口サービス提供においては、個人情報の取り扱いが必須になることから、芽室町のセキュリティポリシーを遵守し、窓口サービスにかかる受付や内部事務側での情報保管を一元管理すること考慮したうえで構築をする。本町では庁内のPC端末を含めた各種デバイス・ソフトウェアや操作履歴管理等を一元管理しており、今回調達する申請書作成ソフトウェアおよびハードウェアについても、同様にセキュリティを保つために管理することができることとする。

1. 機器の条件 各機器は次の機能を有するものとする。

(1) 機器構成

次の各条件にあった機器を用意すること。

ア. 次のスペックのパソコンで稼働するソフトウェア及び入出力機器であること。

a オペレーションシステム : OS : Windows 10 / Windows 11

b 必要ミドルウェア : Microsoft.NET Framework4.5.2 以上

c ハードウェア : CPU1.4GHz 以上のプロセッサ、メモリ : 2.00GB 以上、
解像度 : 1280×768 以上、HDD : 1GB 以上の空き容量及び空き容量 15% 以上、
その他 : USB2.0 空きポート 1 個以上/CD-ROM ドライブ

イ. 指定するパソコンで稼働でき、1 台のパソコンにソフトウェアをインストールできるライセンスを含むこと。

ウ. 読取機器は USB2.0 規格での接続とし、その接続ケーブルも用意すること。

エ. 読取機器本体の電源は AC アダプター又は USB ポートから供給ができること。

オ. 読取機器本体はスキャン、真贋判定が一体になった装置とし、設置環境に応じて縦置き、横置きどちらでも据え置きが可能なこと。

カ. セキュリティ対策として機器本体にセキュリティワイヤーが取り付け可能な形状が施されていること。

キ. 読取機器本体が幅 130mm 奥行 150mm 高さ 60mm 重さ 550g 以内であること。

(2) 機能および性能

次の各項目の機能を備えていること。

ア. 次の書類の真贋判定およびスキニングができること。

- a マイナンバーカード
- b 在留カード
- c 特別永住者証明書
- d 運転免許証
- e 運転経歴証明書（2012年4月1日以降交付されたもの）

イ. 前項のアで掲げられた本人確認書類を装置に挿入した後に、券面表裏の画像スキニング、真贋判定までの一連の処理後に本人確認書類を取り出せること。

ウ. 運転免許証の真贋の判定にはパスワード等の入力をしなくても、光学系センサーによる券面の透過率及び反射率を用いて、実施出来ること。また、運転経歴証明書の真贋の判定は光学系センサーによる券面の透過率及び反射率を用いて、実施できること。

エ. 前項のアで掲げられたeを除く本人確認書類を装置に挿入した際に、有効期限が切れている場合にはエラー検出される機能を有すること。

オ. マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書はICチップデータに格納された情報を読み出すことができること。また、ICチップデータを読み出すために照合番号等を入力する際、券面情報の読み取り結果を活用して入力を補助する機能を有すること。

カ. マイナンバーカードのICチップデータに格納された情報を読み出す場合は、暗証番号でも可能であること。

キ. 券面から読み取ったスキャン画像や文字情報を基に各種帳票を作成できること。また、帳票はユーザーが作成及び編集することが可能なこと。

ク. ログイン管理が200名まで登録が可能であること。また、パスワードによる権限設定が容易に行える機能を有していること。

ケ. 動作ログ保存機能を有していること。CSV形式での保存が可能であり、担当者の操作履歴管理等が可能であること。

コ. 挿入したカードの表裏券面スキャンデータを含んだ画像の保存が可能であること。また、スキャンにあたっては、マイナンバーや臓器提供意思表示等の機密情報について、ソフトウェア上でマスクし、見えない状態に設定することができること。

サ. 消費電力が5W以内であること。

シ. 申請書については、初回5帳票を作表し同梱すること。

以上